

次に委員から「古場議員から『これは、要はこれは大先輩であります先生のお話を4年余り聞かされて、それを鵜呑みにしたといいますが、本当に今、浅はかかったですと反省しております。どうも申し訳ないです。』という答弁がありま

しましたので、そこへお願いをいたしました。私は、この問題については、もう徹底的にやりたいと思っておりますので、報告をしたと思います。以上です。」という答弁がありました。

次に委員から、「先ほどの答弁で、そういったこととは、また事実無根であるといったことがあったわけですが、それが事実、本当に話とか、そういったものはなかったのかどうか。」という質疑に対して、林義雄議員は、「その点については、司法に私も任せてあるので、またそういうことは、その場でテープとか、そういうことは先生方をお願いしてやるのが当然だと思います。ただ、とってある、とってあると、脅しみたいなことだけでは、これはしようがないと思います。」という答弁がありました。

次に委員から、「古場議員からの報告書の中に、週2、3回、4年あまり、林議員さんとコンタクトをとられたというような文言があったわけですが、この点は事実なんでしょうか。」という質疑に対して、

林義雄議員は、「向こうからも、一杯飲んでかかってくることもあるし、そんなに週2回と、そんなことはありません。いろんな、先ほど言ったとおり、議長の交際費についてはどういふふうに使ったかとか、そういうことはありますけれども、大分酔っ払っていても、べろべろですからね。だから、もう何というかわからないと思えますよ。」という答弁がありました。

次に委員から、「その点について、司法に私も任せてあるので、またそういうことは、その場でテープとか、そういうことは先生方をお願いしてやるのが当然だと思います。ただ、とってある、とってあると、脅しみたいなことだけでは、これはしようがないと思います。」という答弁がありました。

次に委員から、「その点については、司法に私も任せてあるので、またそういうことは、その場でテープとか、そういうことは先生方をお願いしてやるのが当然だと思います。ただ、とってある、とってあると、脅しみたいなことだけでは、これはしようがないと思います。」という答弁がありました。

次に委員から、「その点については、司法に私も任せてあるので、またそういうことは、その場でテープとか、そういうことは先生方をお願いしてやるのが当然だと思います。ただ、とってある、とってあると、脅しみたいなことだけでは、これはしようがないと思います。」という答弁がありました。

次に委員から、「古場議員から、古場議員からの報告書の中に、週2、3回、4年あまり、林議員さんとコンタクトをとられたというような文言があったわけですが、この点は事実なんでしょうか。」という質疑に対して、

委員から、「古場議員が今自宅に帰り、テープを持参したということですから、委員会として拝聴したいと思えます。ご異議ございませんか。」という事で同意をとり、拝聴いたしました。この録音テープについては、冒頭の報告書の内容のとおりでありました。

その後、このテープの真偽を林義雄議員から確認をしようとして平成18年5月15日の委員会開催通知を差し出したところ、5月15日病氣治療のため欠席の通知がもたらされ、更に、その翌日5月16日体調不良のために議員辞職されたものであります。

平成18年5月23日
古場議員からの意見陳述
委員長から、「録音テープの確認もとれないうちに、議員辞職してしまつたので、その真偽の結論は出ておりませんが、私が把握したところによると、本人(林義雄議員)に隠して撮っていますよね、あのテープは。」という質疑に対して、古場議員は、「はい。」と明快なる答弁がありました。

委員から「この委員会で確認された、古場議員の内容を的確に網羅した謝罪文作成のための委員長・副委員長への事前相談は、5月24日から5月31日午前まで、ありませんでした。なお、謝罪文については、先ほど(6月1日)議長を通じて、委員長・副委員長への事前相談があったので、それで推しはかり、委員会を開催し、そこで承認を得て議長にお届けしたものでありますことを、あわせてご報告いたします。」

古場正春議員の不穏当発言に関する調査特別委員会委員
委員長 山本正美
副委員長 山本義一
委員 京増良男
会嶋誠治
伊藤高明
右山正美
北村新司
林政男
石橋輝勝

謝罪文

平成18年6月1日

市民各位

八街市議会議員 古場正春

私の平成18年3月1日並びに同年3月2日の八街市議会本会議における「スポーツプラザの委託、これを市長側近に利益誘導したのか。だいたい10年もやらせて1億5、6千万円の内、儲けの半分の5千万円位をもらったのか。」の長谷川市長への発言などは、情報提供者からの偽りの話を十分な裏付け調査などの確認をせず、しかも自らの勝手の憶測と推測により発言内容を膨らませたことは、議会はもとより八街市政の信頼を失墜等させたもので誠に申し訳ありませんでした。

特に、市議会議員の責務のひとつである地方自治法第132条「品位の保持として議会の議員は、無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」との規定を著しく逸脱し深く反省するものであります。

ここに皆様の名誉と信用を著しく貶めたものであり、心からなる謝罪を申し上げますとともに、やり残したことを解決したら辞職して責任を全うするものであります。

なお、古場正春議員は、6月20日付けで議員辞職致しました。